

せることができる。
中韓FTA(自由貿易協定)の包括的経済圏(P)で事足りるのではPは必要ない、と反論しよう。しかHCEPだけであれ在が大きい。関する自由貿易の水準は、自由貿易の低いばならないのです。

ルール構築を

関(WTO)の多国ドハ・ラウンドは。新興国台頭など様々が起きているのに、ラウンドが終わった際貿易の新たなルールがない。しかし、交渉が始まる日本とU、米国とEUのつなぐことができれば、自由で開放的ボトムアップで再構築されます。
グランドデザインがしているときに、日渉に参加しないといえられないのです。
(聞き手 高野真香)

進めようというもの。移ってからのTPP理念より政治外交上という意味合いが強く、日米の「聖域」のような、その実、あ声明が加わって、二で、化けの皮がはがっているように。

社会に逆行

・11をきつかけに、集中型の経済社会を



はやし ようすけ
林 洋輔

筑波大体育系研究員

投稿は〒104・8011(住所不要)朝日新聞
オピニオン面「私の視点」係かsiten@asahi.comへ。電子メディアにも収録します。

私の視点

スポーツや部活動での暴力や体罰が大きな問題になっているが、選手や子どもたちへの物理的な力にだけ問題を限るのは適切ではない。女子柔道で監督が選手に「死ね」と言ったと報じられたが、指導者からの「言葉の暴力」も克服されるべき課題だ。

これからのスポーツ指導者は、しっかりした倫理観にもとづく「言葉の使い手」であるべきだ。とはいえ、特別な修練を積んだり多彩な用語を駆使したり、といったことは必要ない。これまでの指導で使ってきた言葉や表現を、少し変えるだけでいい。

私の教訓を紹介したい。大学で研究に携わったついで、茨城県内のNPOが運営するクラブで毎週、5歳から小6までの子どもたちを教えている。

みんなスポーツ好きの子どもたちだが、ルールや判定をめぐって、あるいは人間関係をめぐって、ときどきトラブルが起きる。私は当事者の子どもたちを呼び、「起きたことを最初から最後まですべて話さない」と言う。そして、語気を強め、「うそは許さない」と明言する。断固とした態度を強調することで子どもたちは素直に話し、トラブルが収束したことが何度かあった。

だらだらした雰囲気になってしまふこともある。そのまま練習を厚生労働省は「死亡診断書記入マニュアル」と「リスクマネージメントマニュアル作成指針」を作成し、死因が分からなかったり、医療事故により患者が死亡したりした場合は、医師がそれを警察に届け出るよう指導している。しかし、私は、この「マニュアル」と「指針」が、医療の根幹である患者側と医師の信頼関係を破壊していると考えている。

どのような死であっても、正面から向き合って原因を追究し、その結果を家族に真摯に説明することとは医に携わる者の倫理である。ところが、「マニュアル」と

「言葉の暴力」なくす工夫を

スポーツ指導

続けたら、けがをするかもしれない。集めて座らせ、こう話した。「君たちを叱ることはしない。やれば出来ることはわかっているからだ。だけど、出来るのにだらだらしていたら、怒鳴るかもしれない。それでは雰囲気が悪くなるし、君たちも楽しくないだろう。出来ることは全力でやる、きちんと見せるのも能力だ」。私の表情から厳しく叱られると覚悟していた子どもたちは、以後、真剣に練習に取り組むようになった。

失敗もある。子どもたちに考えながら練習してもらおうとある日、動作の型だけ教えたことがあった。ところが、彼らは戸惑いながら、なんとなく同じ動作を繰り返すだけで、ふざけ出す子もいた。この練習で何を鍛えるのか、どのようなポイントに注意すれば効果的かを、言葉できちんと表現しなかったからだと反省した。

以上の例は子どもたちが相手だが、中高生や大学生、社会人の場合はなおさら、言葉で十分に説明することが大事だ。その際、特別な言葉の技術は必要ない。粗雑な言葉は使わず、当然のことをどうやって伝えるか。その意識からおのずと表現は生まれると思う。

指導者は、的確な言葉と表現を磨いてほしい。それが、選手たちに適度な緊張感を与え、競技への意欲を呼び起こす。

過剰報告やめよ

と認められる場合以外は、警察への届け出義務は生じないということとを周知させる通達が、厚労省医事課長名で出された。

しかし、21条の誤解を解く通達はいまだにない。21条が届け出義務の要件としているのは、死体の「検案」、すなわち「死体の外表検査」で異状を認めたとき、と法医学辞典に記されているし、最高裁判決にも明記されている。にもかかわらず「マニュアル」および「指針」は、医療事故については、すみやかに警察に届け出るよう指導している。少なくとも、指導しているように読める。